

# 管理、建替え・改修アドバイザー制度に対する区市の助成制度一覧

平成30年6月現在

区市名	対象者	管理		建替・改修		助成内容※	担当窓口
		A コース	B コース	A コース	B コース		
中央区	管理組合	○	○	○		全額補助	一般財団法人中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191
	管理組合(築30年以上)				○		
文京区	管理組合	○	○	○		【管理】 全額助成 【建替・改修】 全額助成 (Bオプションは助成対象外)	住環境課管理担当 03-5803-1374
	管理組合(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション)				○		
台東区	管理組合(理事長の委任状のある区分所有者の代表も可) 賃貸マンション所有者	○	○	○		全額補助	都市づくり部住宅課 03-5246-1468
	管理組合(理事長の委任状のある区分所有者の代表も可)、 賃貸マンション所有者(概ね築30年以上)				○		
墨田区	管理組合	○	○	○		【管理】 全額助成 【建替・改修】 A:全額助成 B:2/3助成	都市計画部住宅課計画担当 03-5608-6215
	管理組合(概ね築30年以上)				○		
江東区	管理組合 賃貸マンション所有者	○	○	○	○	全額補助	都市整備部住宅課住宅指導係 03-3647-9473
豊島区	管理組合、区分所有者			○		2/3助成 (消費税を除く)	都市整備部住宅課 マンショングループ 03-3981-1385
	管理組合(築30年以上)				○		
練馬区	管理組合 (管理組合設立準備団体を含む)	○	○	○		【管理】 全額助成 【建替・改修】 全額助成 (Aオプションは助成対象外)	都市整備部住宅課管理係 03-5984-1289
葛飾区	管理組合 区分所有者		○	○		【管理】 1/2助成 【建替・改修】 1/2助成 (Aオプションは助成対象外)	都市整備部住環境整備課 03-5654-8529
江戸川区	管理組合 理事長の委任状のある区分所有者	○	○	○		2/3助成	都市開発部住宅課計画係 03-5662-6387
武蔵野市	管理組合(管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)			○		全額補助	都市整備部住宅対策課 042-260-1905
	管理組合(管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)(築30年以上)				○	2/3 (限度額36万円)	
三鷹市	管理組合(管理組合設立準備団体を含む)	○	○	○	○	【管理】 全額助成 【建替・改修】 A:全額助成 B:2/3助成	都市整備部都市計画課 住宅政策係 042-245-1151
調布市	管理組合(管理組合が組織されていない場合は、区分所有者全員の同意により専任された代表者)		○			全額補助	都市整備部住宅課住宅支援係 042-481-7545
多摩市	管理組合(管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)			○	○	A:全額助成 (Aオプションは助成対象外) B:2/3助成(上限100万) (Bオプションは助成対象外)	都市整備部都市計画課 住宅担当 042-338-6817

※上記助成内容はアドバイザー派遣料であり、テキスト・資料代等は対象外です。

※消費税が対象とならない場合や、助成回数に上限がある場合があります。

※上記の他に、独自にアドバイザー等を派遣する制度を設けている区市もあります。

詳細は、各区市に直接お問合せください。